

第 6 章

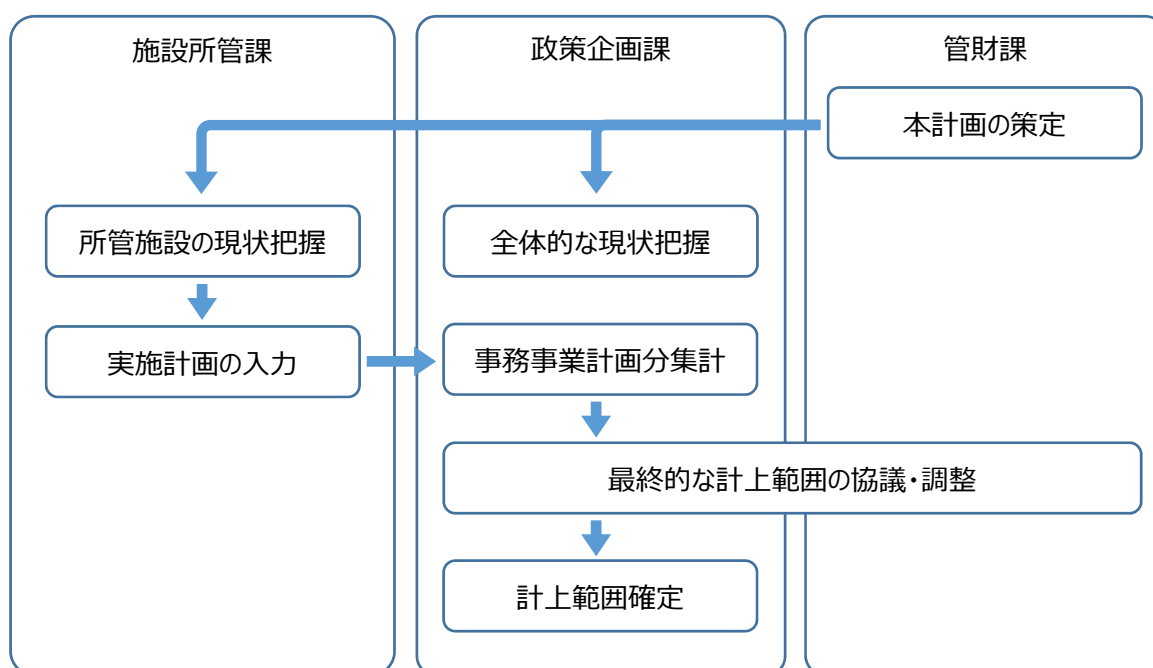
計画に基づく事業実施

第1節 実施計画の段階

第4章で提示した平準化年次計画は、あくまでも5年間の計画期間ですべての積み残しを解消し、原則としてすべての対象建築物を予防保全型維持管理へ転換させようとする場合のものであり、実施計画を完全一致させることは財政上容易でないことが予想されます。一方で、対象建築物の劣化状況は5年前と比べて明らかに悪化しており、これ以上の先送りは安全性の問題に波及することも懸念されます。

このため、実施計画策定の際には、改修優先順位と投入可能な一般財源等を突合せ、可能な限り計上していく他に手段はないものと考えられ、次表のとおり最終的には政策企画課と管財課が協議・調整して計上範囲を決定することを想定しています。

■図表 6-1 維持保全関連事業の実施計画計上までのフロー



第2節 予算化の段階

実施計画へ計上する金額の根拠となる各施設カルテに記載の概算事業費は、直近の過去実績にインフレ率等を乗じて算定した比較的精度の高いものもありますが、大半は算定用係数等を用いて概算したものです。したがって、これまでと同様に事業前年度の予算化の段階で予算見積を行うことが必要です。

予算見積書は、施設所管課から建築課への依頼により作成され、その内容に基づいて予算要求が行われるものですが、今後、当該見積書作成の際には、本計画に基づく維持保全の内容と、それ以外の内容（施設所管課の要望など、可分の関係にあるもの）とは完全に分離することとします。これは、維持保全と無関係の内容で事業費が増加することを防止する目的もありますが、本来それらは別目的であることを明らかにした上で、別に査定を受けるべき内容であるためです。

また、当該見積書作成の際には、原則として実施計画計上金額の範囲内で可能な工法等を検討することとしますが、どうしても金額が超過する場合、発注ロット内の部位間等で融通するなど、事業費の総枠管理にて対応することとします。それでも金額が超過する場合、部位別発注に限定されることも想定して部位別の工事費を併記しておくこととします。

なお、交付金制度や地方債制度は毎年度のように変化するため、財源内訳についても予算化段階において、再算定するだけでなく、より有利な構成とできないか再検討を行うものとします。

■図表 6-2 財源内訳で考慮した主な交付金・地方債の構成一覧（改修）

種 別		学校施設		留守家庭 児童会 ※3	庁舎等 (公用施設) ※4	公営住宅 ※4	環境センター ※5	その他の 施設
		校舎・ 屋内運動場 ※1	その他 ※2					
交付金	所管	文部科学省		内閣府		国土交通省	環境省	
	名称	学校施設 環境改善 交付金		子ども・ 子育て支援 整備交付金		社会資本 整備総合 交付金	循環型社会 形成推進 交付金	
	補助率	1/3		2/3 (国1/3) (県1/3)		45/100	1/3	
地方債	名称	学校教育 施設等整備 事業債	公共施設等 適正管理 推進事業債	社会福祉施設 整備事業債	一般単独 事業債	公営住宅 建設事業債	一般廃棄物 処理事業債	公共施設等 適正管理 推進事業債
	充当率	75%	90%	80%	75%	100%	75%	90%
	交付税 措置率	50%	30%	0%	0%	0%	50%	30%
※1 校舎・屋内運動場の改修は、次の理由により交付金活用が困難と推定されるため、地方債のみ（義務教育施設（校舎・屋内運動場）の大規模改造事業・75%充当・50%措置）を考慮している。 ・長寿命化事業（築40年以上対象）は、内部・外部共の全面的改修が対象であり、屋根・外壁のみの改修は対象外。 ・予防改修事業（築20年～39年対象）は、屋根・外壁のみの改修も可能であるが、本町では該当築年数が殆どない。 ・大規模改造事業（築20年以上対象）は、建物全体を改修する工事が対象であり、屋根・外壁のみの改修は対象外。 ※2 給食棟、プール付属棟、クラブハウス等の改修は、次の理由により地方債のみ（長寿命化事業・90%充当・30%措置）を考慮している。 ・当該施設の改修にかかる交付金制度がない。 ・学校教育施設等整備事業債では不利（75%充当・0%措置）となる。 ※3 交付金事業とできない場合は公共施設等適正管理推進事業債（90%充当・30%措置）が有利となる。 ※4 公用施設、公営住宅、公営企業施設は公共施設等適正管理推進事業債の対象外となることに注意が必要。 ※5 交付金事業とできない場合は一般廃棄物処理事業債の交付税措置率は30%となる。								

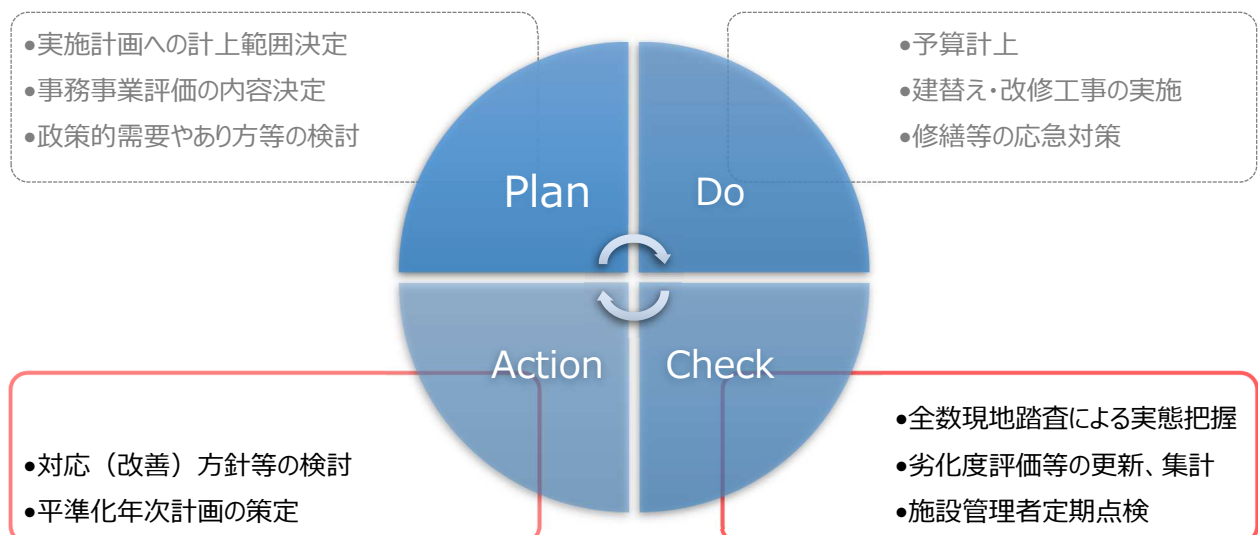
第3節 事業実施の段階

各施設カルテの改修履歴・予定年度欄（生涯年表部分）は、対象建築物のライフステージを分かり易くするために作成しています。工事等の設計担当者はこれを確認した上で、これから担当する工事等がどのステージに該当するもので何年間供用するものなのかを理解した上で、過剰設計や性能不足がないよう配慮することとします。

第4節 PDCA サイクル

本町の維持保全や長寿命化に関連した取り組みを PDCA サイクルに当てはめると、概ね次表のようになるものと考えられます。本計画は、現状評価（Check）と改善（Action）の計画であり、最終的に実施計画に計上するための基礎資料としての位置づけにあると言えます。

■図表 6-4 本計画関連の PDCA サイクル表



結果的に実施計画に計上されないものについては、次のとおりフォローアップを行い、安全性の確保に努めます。

- （１） 修繕等の応急対策（例：庇裏・壁面への剥落防止ネットの設置や打診検査の実施等）
- （２） 施設管理者定期点検等による経過観察

また、実施計画への計上状況を考慮して、令和３年度の公共施設等総合管理計画の改定時において、予防保全対象とすべき施設を再検討（事後保全を許容する施設・部位の検討）することとします。